

報告第1号

平成17年8月19日

西松浦地区合併協議会 様

西松浦地区合併協議会

幹事長 江崎 幹夫

第17回幹事会における協議等の結果について(報告)

平成17年8月11日に第17回を開催し、協議及び調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

(1) 第13回協議会協議事項等について

確認事項 第13回協議会の協議事項等について、協議・調整を行いました。

(2) 不均一課税の取扱いについて

確認事項 税務部会で協議調整し幹事会で確認する国民健康保険税と介護保険料の賦課方式について、部会より報告を受け、調整を図りました。(次頁参照)

(3) その他

確認事項 合併移行経費(9月補正予算)等について、協議・調整を行いました。

国民健康保険税と介護保険料の賦課方式について

不均一課税での資格取得時の取扱いを下記に示します。

不均一課税が発生するのは、合併する両町間で転居の異動が発生した場合に起こります。資格取得時では、賦課期日(4月1日)に資格を有していた町の保険料率をその年度は適用します。但し、合併年度に限っては、合併日(平成18年3月1日)に資格を有していた町の保険料率を適用します。また、賦課期日後(または、合併日から18年3月末まで)の転入についてはどちらの町で資格を取得したかで判断します。尚、介護保険については平成18年度から、どちらの町の保険料率を適用するかを入力も可能です。

